

キャリア形成促進助成金

制度概要

職業訓練などを実施する中小企業事業主に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

- ※ 事業主にあつては、事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
- ※ 事業主団体等にあつては、訓練実施計画を作成することが必要
- ※ 1コースあたり20時間以上（海外で実施する訓練の場合は30時間以上）の訓練が対象

助成内容				助成額（ ）は大企業の額
① 政策課題対応型訓練				
①成長分野等人材育成コース	拡充	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3)
②グローバル人材育成コース	拡充		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施するした訓練も含む)	
③育休中・復職後等能力アップコース	新設		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
④中長期的キャリア形成コース	新設 予定		従業員の中長期的なキャリア形成のための訓練	検討中
⑤若年人材育成コース		中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※⑦については企業におけるOJT の助成あり(1h当たり600円)
⑥熟練技能育成・承継コース			熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑦認定実習併用職業訓練コース			厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
⑧自発的職業能力開発コース			労働者の自発的な能力開発に対する支援	
② 一般型訓練		中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
③ 団体等実施型訓練	新設	事業主 団体等	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成：1/2

- ※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～③は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①⑤～⑧及び②は7万円～20万円
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまでです。
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例（中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2 大企業：賃金400円(1h)・経費1/3）があります。